

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：ふじみ野市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.0%
全職員	71.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	84.4%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	99.7%
本庁係長相当職	95.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	90.2%
26～30年	95.2%
21～25年	88.7%
16～20年	86.9%
11～15年	91.1%
6～10年	83.1%
1～5年	87.2%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報で任期の定めのない職員以外の職員のうち地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員については、職員を数える単位として、時間で勤務する者は、当該月1か月の正規職員の勤務時間に対する実勤務時間数（例：令和7年4月は21日の勤務日数のため、 $21 \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 162 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$ を正規の勤務時間とし、実勤務時間140時間の場合 $140 \text{ 時間} \div 162.75 \text{ 時間} = 0.86 \text{ 人}$ ）、日で勤務する者は当該月1か月の正規職員の勤務日数に対する実勤務日数として職員数を算出しております。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	20.3%

【説明欄】

令和7年4月1日時点での職員数をもとに算出しております。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	17.9%
本庁課長相当職	22.6%
本庁課長補佐相当職	32.8%
本庁係長相当職	32.4%

【説明欄】

令和7年4月1日時点での職員数をもとに算出しております。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	70.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—%	0%
2週間以上1月以下	14.3%	0%	—%	0%
1月超3月以下	71.4%	0%	—%	0%
3月超6月以下	0%	0%	—%	0%
6月超9月以下	0%	11.1%	—%	0%
9月超12月以下	14.3%	33.3%	—%	100%
12月超24月以下	0%	55.6%	—%	0%
24月超	0%	0%	—%	0%

【説明欄】

令和7年度の取得実績をもとに算出しております。

会計年度任用職員男性について、令和7年度中育児休業取得者はありませんでした。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7度
内部部局等	8. 6時間／月
内部部局等以外	1. 5時間／月

【説明欄】